

国民の生命・財産、安全・安心を守る真の改革を ～「独立行政法人等に関する基本的な方針」の決定にあたって～

国土交通労働組合

書記長 笠松 鉄兵

政府は 12 月 24 日、「独立行政法人制度の見直し」「独立行政法人の組織等の見直し」をはじめとする「独立行政法人等に関する基本的な方針」を閣議決定しました。

私たちはこの間の、「独立行政法人改革」が行政改革推進本部において、非公開での議論・検討が行われ、なおかつ、労働組合に具体的な内容の説明もないまま基本方針を一方向的に決定するという暴挙に対し、強く抗議します。

「独立行政法人制度の見直し」では、①法人の分類について、それぞれの業務特性に応じて 3 つの法人（中期目標管理型の法人、研究開発型の法人、単年度管理型の法人）に分類すること、②政策の PDCA サイクルを強化するため、主務大臣が法人に的確かつ明確な目標を付与し主務大臣自らが評価を行うこと、③調査権限の明確化など監事の機能強化をはかるとともに、主務大臣から法人への是正命令・業務改善命令を導入すること、④経営努力による利益を積み立て易くすることや役職員の給与を柔軟に決定できる仕組みの導入、随意契約できるケースの明確化など調達の合理といった予算執行の弾力化、⑤研究開発法人の中期目標期間を最大 7 年とするとともに、世界トップレベルの成果が期待される研究開発法人は別の法律で特例を認めること、などとなっています。

また、「独立行政法人の組織等の見直し」では、100 ある独立行政法人を統廃合し、87 法人とする内容となっています。これについて政府は、「数ありきではなく、政策目的と行革効果の向上を目的とする」としてはいるものの、基本方針の内容を見れば、単に数合わせの組織見直しとなっています。

そのうち、国土交通省の所管する独法は、①海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所および電子航法研究所の 3 法人を統合する、②海技教育機構と航海訓練所の 2 法人を統合する、③自動車検査独立行政法人と交通安全環境研究所の 2 法人を統合するとなっており、各独法がこれまで果たしてきた役割が損なわれる可能性も否定できません。

さらに、自動車安全特別会計（自動車検査登録勘定）において、「自動車検査登録業務のうち、登録基準の適合性審査に係る調査・確認事務を自動車検査法人に移管し、これに伴い所要の人員を同法人に移管する」としており、これまで国の責任において実施してきた、国民のために必要不可欠な業務を独法に移管することとなっています。これはまさに国の責任放棄であり、公務・公共サービスの切り捨てにほかならず、断じて容認できるものではありません。

政府が国民的な視点に立ち、真に政策実施機能の強化に資する改革を推進するというのであれば、各独法が国民生活と社会経済の安定・向上等に公共上の見地から貢献していることをふまえ、国の組織に戻すとともに、統廃合・民営化ではなく、存続・拡充をはかることが必要です。

国土交通労働組合は、政府が狙う「独法改革」を阻止するため、全国の職場ではたらくなかまの「思い」「ねがい」を託した「要請書」のとりくみなど職場・地域から全力で奮闘してきました。この間の全国のなかまのみなさんのご奮闘にお礼を申し上げるとともに、引き続き、「独法改革」阻止のたたかいへの結集を呼びかけます。

最後に、政府による「独法改革」を突破口とした「道州制」「地方分権改革」など、公務・公共サービス破壊の攻撃を阻止し、国民の生命と財産、安全・安心を守るため、国土交通省内ではたらくすべての労働者をはじめ、交通・運輸産業、建設産業で働く労働者、公務・公共サービスにかかわる労働者とともに、国土交通労働組合は引き続き、全力で奮闘する決意です。

= 以上 =